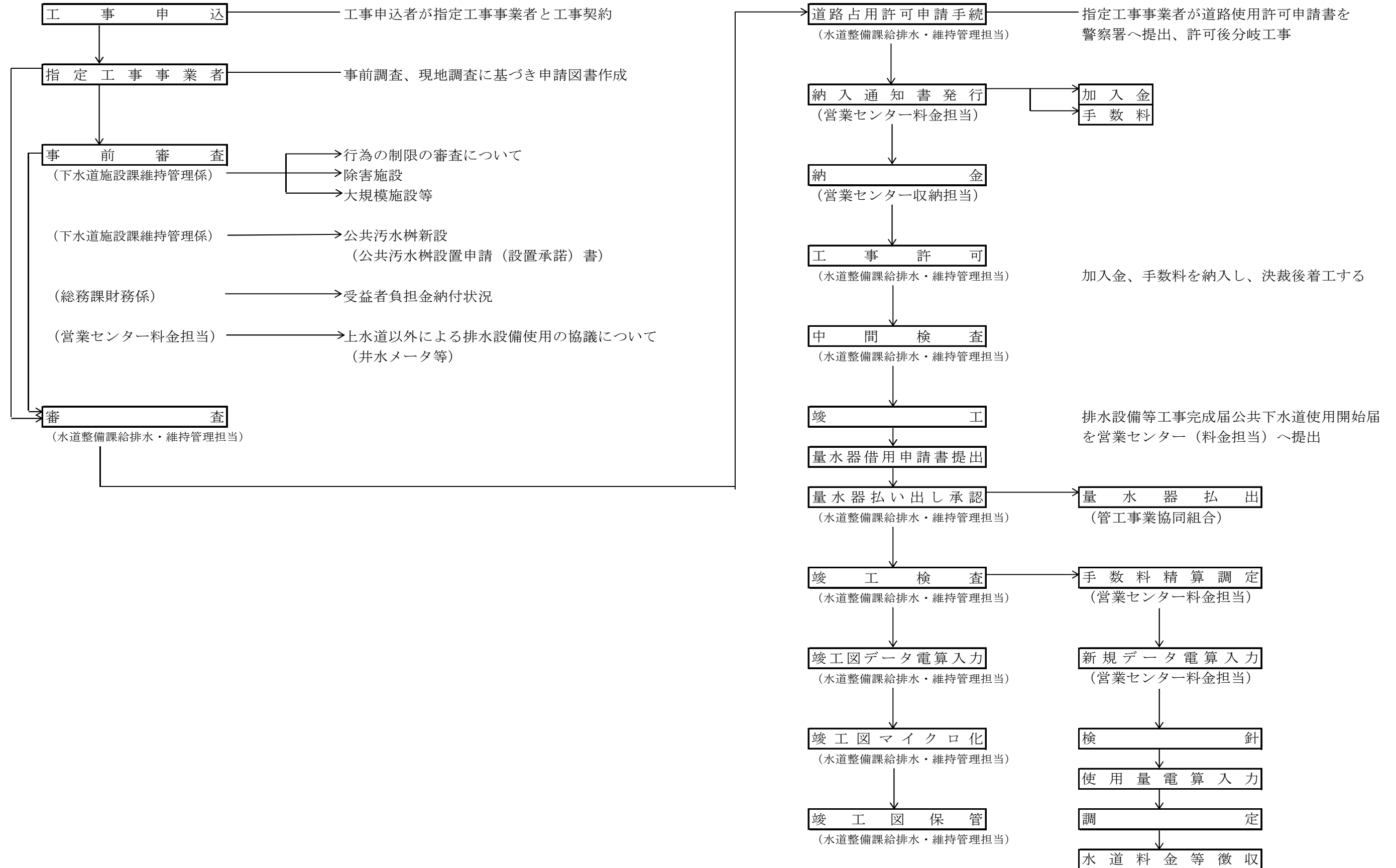


7. 排水設備工事の申請手続き及び関係様式等

排水設備等確認申請の流れ	84
排水設備等確認申請書	85
排水設備等工事完成届 公共下水道使用開始届	87
除害施設設置（変更）届	88
除害施設休止（廃止）届	89
制限行為許可（変更）申請書	90
排水設備等撤去許可申請書	91
公共汚水枦設置申請（設置承諾）書	92
公共雨水枦設置承諾書	93
下水道施設引継申出書	94
公共枦撤去申請書	95
確約書	96
ディスプレイ排水処理システム等取扱要領	97
維持管理業務委託契約確約書	99
使用者継承確約書	100

水道使用承認 給水装置工事承認 排水設備等確認 申請の流れ



受付番号	土工定規図 掘削断面 No.	メータ位置図	分水ヶ所位置図	(凡 例) 台所 シングルレバー混合栓 D 1 2ハンドル混合栓 D 2 浄水器用 D J 給湯器 灯油ボイラー B 壁掛灯油ボイラー KB ガス給湯器 GB ガス壁掛給湯器 GKB 電気温水器 DB トイレ 洋便器 W 1 和便器 W 2 温水洗浄便器 WW 小便器 WS タンクレス便器 WT
設置場所 江別市				
申請者				
指定工事業者				
1/100	MB :	耐寒水栓 :	管種 :	

第3号様式（第7条・第9条関係）

排水設備等工事完成届 公共下水道使用開始届										
(あて先) 江別市水道事業管理者							年 月 日			
届出人				工 事	住 所					
				使 用	住 所					
次のとおり工事が完成し、公共下水道を使用したいので届け出ます。					氏 名		㊟			
					氏 名		㊟			
排水設備等設置場所		江別市								
排水設備等設置者の住所氏名										
排水設備等使用者の住所氏名（下水道使用料名義人）										
施工者の住所氏名										
施工期間	着 工 年月日	年 月 日								
	完 成 年月日	年 月 日								
工 事 種 別		新 設 増 設 改 築 認 定								
使用開始年月日		年 月 日								
汚 水 の 種 類		家事用・団体用・特殊営業用・公衆浴場用・その他								
汚 水 排 出 量 の 算 定 基 礎		用水による区分	水道水	地 下 水						ケ m ³
				業 種	人 員	人	水便 洗式所	大 小 兼	ケ ケ ケ	
上記の排水設備等进行检查しました。							年 月 日	江別市水道事業管理者		
確認申請年月日		年 月 日		検 査 年 月 日		年 月 日				
確認番号		第 号		検 査 番 号		第 号				
※検査済証		備 考								

備考 ※印欄は記入の必要ありません。

第5号様式（第11条関係）

<h2 style="margin: 0;">除害施設設置（変更）届</h2>	
年 月 日	
（あて先）江別市水道事業管理者	
申請者	住 所 氏 名 電 話
⑩	
江別市公共下水道条例第12条の規定に基づき次のとおり届け出ます。	
除害施設設置場所	
業種及び作業内容	（別添製造工程）
工場又は作業場の面積及び配置図	m ² （配置図は別紙図面のとおり）
排水の水量及び水質	水 量 m ³ /日 水 質 別紙水質試験成績書のとおり
新設・変更の別	新 設 ・ 変 更 （該当のものを○で囲むこと。）
汚水の処理方法	処理の系統 別紙図面のとおり
除害施設の仕様構造及び機能	仕様、構造 別紙図面のとおり 機能処理効果 別紙のとおり
設 計 者	
除 害 施 設 工事着手と完工予定	着 手 年 月 日 完 工 年 月 日 の予定（工事の日程表は別紙のとおり）
施 工 業 者	電 話

- 注 1. 配置図には、製造工程のフローシート、雨水排水の経路図及び付近の見取り図を添付する。
 2. 汚水の処理法には、発生汚泥量及びその処分方法を付記する。
 3. 除害施設の仕様、構造及び機能には、見積り書、装置等のパンフレットを添付する。

第5号様式の2（第11条関係）

除害施設休止（廃止）届

年 月 日

（あて先）江別市水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

㊟

江別市公共下水道条例第12条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

除害施設の設置場所	
休 止（ 廃 止 ） 施 設 内 容	
休 止（ 廃 止 ） 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
休 止（ 廃 止 ） の 理 由	

備考

制限行為許可（変更）申請書

年 月 日

（あて先）江別市水道事業管理者

住 所

申請者 氏 名

⑩

職 業

下記のとおり物件を設置したいので、設計図書を添えて申請します。

物件の設置場所	江別市		
物件の名称			
物件の構造			
物件を設ける目的			
物件を設ける期間	自	年 月 日	至 年 月 日
物件の 設 置 工 事	施工期間	自	年 月 日 至 年 月 日
	施工者		
物件の 管 理	管理者		
	管理方法		
変更する事項			
変更する理由			

第 1 1 号様式 (第 19 条関係)

2 連 複 写

排水設備等撤去許可申請書			
(あて先) 江別市水道事業管理者			年 月 日
		住 所 申請者 氏 名	⑩
下記のとおり排水設備撤去の許可を申請します。			
排水設備等設置場所	江別市		
排水設備等確認番号	第	号	
排水設備等設置者の住所氏名			
排水設備等使用者の住所氏名			
撤去予定年月日	年	月	日
撤去の理由			
上記のとおり許可します。			年 月 日
様		江別市水道事業管理者 ⑩	
※ 撤去番号			
※ 注 意 事 項			※ 検 印

備考 ※印欄は記入の必要ありません。

公共汚水柵設置申請（設置承諾）書

平成 年 月 日

（あて先） 江別市水道事業管理者

申請者 住 所

氏 名



柵設置場所	江別市
-------	-----

- 1 公共汚水柵の設置に係る土地の使用については、無償貸与するものとし
ます。なお、将来当該土地の所有権を移転する場合には、設置承諾に基づく
事項を継承させます。
- 2 江別市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、当該土地（汚
水を排除する全ての土地を含む。）に係る受益者負担金が賦課された場合は、
支払うものとします。（第 負担区 円/m²）
- 3 下水道の使用を開始する場合は、公共下水道使用開始届を提出し、江別市
公共下水道条例に基づく下水道使用料を支払うものとします。

《設置位置図》 （方位、宅地及び柵の位置、寸法を明記する）

公共雨水枡設置承諾書

公共雨水枡工事の施工に伴い、枡の設置に係る土地の使用については無償貸与することを承諾いたします。

尚、将来土地の所有権移転が生じた場合、設置承諾に基づく承諾事項を継承させます。

平成 年 月 日

(あて先) 江別市水道事業管理者

所有者住所

所有者氏名

印

枡設置住所 江別市

[位置図] ※方位、宅地及び枡の位置寸法明記

下水道施設引継申出書

平成 年 月 日

(あて先) 江別市水道事業管理者

住 所
引継申出者
氏 名

印

下水道法第16条の規定により設置された下水道施設を江別市に引継ぎます。

記

1. 下水道施設の所有地

江別市

2. 添付書類

イ. 位置図 (A-4版)

ロ. 平面図

ハ. 縦断面図

ニ. 工作物詳細図「人孔・公共柵」

ホ. 宅地内宅地公共(汚水・雨水)柵がある場合は、柵設置承諾書(別紙様式)

3. 引継施設

(雨水管・汚水管・雨水人孔・汚水人孔・公共雨水柵・公共汚水柵・規格毎に記載)

施設名	規格	単位	数量	摘要

公 共 柵 撤 去 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先) 江別市水道事業管理者

住 所 _____

申 請 者

氏 名 _____

㊟

下記のとおり、公共柵の撤去を関係図書を添えて申請致します。

尚、将来公共柵が必要となった場合は、市の指導により当方の費用により設置し、市へ無償提供する事を誓約致します。又、土地の所有権移転等が生じた場合は誓約事項を継承致します。

記

公共柵撤去場所

江別市 _____

公共柵種別 (汚水柵・雨水柵)

撤去箇所土地所有者

住 所 _____

氏 名 _____

㊟

撤去予定年月日

平成 年 月 日

撤 去 の 理 由

施工業者名 _____

現場代理人名 _____

添付図書

①建築確認申請書写し

②排水設備等確認申請書写し (一式)

③地番連絡図写し

※各図書に土地所有者の割り印

確 約 書

平成 年 月 日

(あて先)江別市水道事業管理者

住 所

氏 名

電話番号

この度、排水設備工事の申請にあたりグリース阻集器を設置しますが、下記の事項を十分認識した上で使用することを確約致します。

記

排水設備の設置場所: 江別市

1. 当施設から排出されるグリースが当施設内で適切に処理されていないと、当施設の排水管のみならず下水道本管まで詰まらせてしまい、沿線の市民に対しても迷惑をかけてしまうということを認識します。
2. 当施設ではこれを防ぐ為グリース阻集器(油分除去装置)を設置しますが、適宜グリースの回収やグリース阻集器内部の清掃を行わないと、阻集器が機能なくなるということを認識します。
なお、清掃の際に出たグリースは下水道本管に流すことなく、適正に処分します。
3. 排水設備の新設、改築等(グリース阻集器を改良する場合を含む)をする場合は、江別市水道部に必要な申請書類を提出し、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて確認を受けなければならないことを認識します。また、排水設備の工事は江別市指定排水設備工事事業者でなければ行ってはならないことを認識します。
4. 以上を認識した上で、排水設備の適切な維持管理を行いますが、万が一、事故を起こした場合は当施設の費用で速やかに公共汚水柵、取付管及び下水道本管等の清掃を行うことを確約します。
また、将来当施設の所有権移転が生じた場合、本確約書に基づく事項を継承させます。

ディスポーザ排水処理システム等取扱要領

(平成12年1月31日 水道事業管理者決裁)

(改正 平成28年 3月 1日)

1 趣旨

この要領は、ディスポーザと排水処理槽等で構成するシステムに関し、排水設備として適切な維持管理を確保するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) 1) ディスポーザ排水処理システム等(以下「システム」という。)とは、生ごみを粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会(以下「協会」という)の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)(以下「基準(案)」という。)」による規格適合評価及び製品認証を受けたものをいう。
- 2) 前項において、既に当該システムに関わる工事の検査を受けたもの、並びに建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条に基づき旧建設大臣の認証を受けたシステム又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に基づき評価機関により適合評価を受けたもののうち、水道事業管理者が機種承認したもので、平成29年3月31日までに当該システムに関わる届出がなされるものは、この限りではない。
- (2) 使用者とは、次に掲げる者であって、システムの使用及び維持管理を行う者をいう。
 - ①独立建築物の所有者又は賃借人
 - ②賃借の集合建築物の所有者又は賃借人
 - ③分譲の集合建築物の所有者又はその代表者
- (3) メーカーとは、システムについて基準(案)に適合する製品認証を受けた者をいう。
- (4) 維持管理業者とは、システムの維持管理のためメーカーに指定された維持管理業者をいう。

3 関係書類の添付

水道事業管理者(以下「管理者」という)は、江別市公共下水道条例(昭和42年条例第3号。以下「条例」という)第6条の規定に基づきシステムの新設又は変更に係る計画の確認を受けようとする申請者(以下「申請者」という)に対し、申請書に次の当該システムに関する書類を添付させるものとする。

- (1) 協会による製品認証書の写し及び規格適合評価書の写し
- (2) 維持管理業務委託契約確約書(第1号様式)
- (3) 使用者承継確約書(第2号様式)
- (4) 機器の構造及び性能を示す仕様書の写し
- (5) 維持管理計画に関する書類(ただし、上記書類で確認できるものを除く。)
 - ①維持管理体制

②処理水質基準

③維持管理・清掃・汚泥処理の点検及び頻度

4 維持管理に関する指導

管理者は、条例第6条の規定に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次に掲げる事項の遵守を求める。

- (1) 当該システムについて、適切に維持管理を行うこと。
- (2) 当該システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

5 使用者の地位の承継の指導

管理者は、条例第6条の規定に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、当該システムの譲渡等をするときは、譲渡等を受ける者が、当該システムの適切な維持管理を行わなければならない使用者の地位を承継するものであることをその者に説明し、その理解を得るよう努めることを指導する。

6 排除の停止又は制限

管理者は、システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共下水道を損傷若しくは機能を阻害するおそれがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、当該システムの改善の指導又は条例第12条の2の規定に基づき、排除の停止若しくは制限を行う。

7 メーカーに対する指導

管理者は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次に掲げる事項を指導する。

- (1) メーカーは、システムの販売に当たり、申請者に対し、第4項に規定するシステムの維持管理に関する事項を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めること。
- (2) メーカーは、申請者に対し、管理者の行う維持管理に関する指導に協力する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めること。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

(あて先) 江別市水道事業管理者

申請者 住所

氏名 ⑩

私は、下記に掲げる事項を遵守し、ディスポーザ排水処理システム等を適切に使用及び維持管理することを確約します。

記

- 1 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システム等を適切に使用及び維持管理すること。
- 2 ディスポーザ排水処理システム等の維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを水道事業管理者に提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システム等の使用及び維持管理に関して、水道事業管理者が行う指導に協力すること。

※ ディスポーザ排水処理システム等とは、生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」に基づき同協会の規格適合評価及び製品認証を受けたものをいう。

使用者承継確約書

年 月 日

(あて先) 江別市水道事業管理者

申請者 住所

氏名 ⑩

私は、ディスポーザ排水処理システム等について、当該システムを譲渡し、又は貸し付けるときは、当該譲渡等を受ける使用者に対し、下記に掲げる事項を遵守する必要のあることを説明し、その理解を得るよう努力することを確約します。

記

- 1 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システム等を適切に使用及び維持管理すること。
- 2 ディスポーザ排水処理システム等の維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを水道事業管理者に提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システム等の使用及び維持管理に関して、水道事業管理者が行う指導に協力すること。

※ ディスポーザ排水処理システム等とは、生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」に基づき同協会の規格適合評価及び製品認証を受けたものをいう。